

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化	風-2-3
第2節 自主防災体制の育成	風-2-3
第3節 災害に関する調査・把握	風-2-3
第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備	風-2-3
第5節 建築物等の安全対策の推進	風-2-3
第6節 水害予防対策の推進	風-2-4
1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	風-2-4
2. 河川改修等による水害予防対策	風-2-5
3. 気象、河川水位等の情報収集	風-2-6
4. 避難指示等の判断・伝達	風-2-6
5. 農作物等の水害予防対策	風-2-7
6. 水防活動体制等の整備	風-2-8
第7節 風害予防対策	風-2-9
1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-2-9
2. 構築物等の風害防止対策	風-2-10
3. 街路樹等の風害防止対策	風-2-10
4. 農作物等の風害防止対策	風-2-11
第8節 雪害予防対策	風-2-12
1. 道路雪害防止対策	風-2-12
2. 構築物等の雪害防止対策	風-2-12
3. 農作物等の雪害防止対策	風-2-13
第9節 地盤災害予防対策の推進	風-2-15
第10節 火災等予防対策	風-2-15
第11節 消防、救助・救急体制の整備	風-2-15
第12節 応急医療体制の整備	風-2-15

第13節 防災拠点の整備・充実	風-2-15
第14節 避難体制の確立及び避難施設等の整備	風-2-15
第15節 帰宅困難者等対策	風-2-15
第16節 要配慮者の安全確保対策	風-2-15
第17節 緊急輸送体制の整備	風-2-15
第18節 備蓄・物流体制の整備	風-2-15
第19節 防災用資機材の整備・調達	風-2-15
第20節 廃棄物等処理体制の整備	風-2-15
第21節 営農対策の推進	風-2-15
第22節 ボランティア・NPO活動環境の整備	風-2-16
第23節 情報収集伝達体制の整備	風-2-16
第24節 防災活動組織の整備	風-2-16
第25節 防災訓練	風-2-16
第26節 業務継続計画等の策定	風-2-16

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化

地震災害対策編 第2章 第1節に準じる。

第2節 自主防災体制の育成

地震災害対策編 第2章 第2節に準じる。

第3節 災害に関する調査・把握

地震災害対策編 第2章 第3節に準じる。

第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備

地震災害対策編 第2章 第4節に準じる。

第5節 建築物等の安全対策の推進

地震災害対策編 第2章 第5節に準じる。

第6節 水害予防対策の推進

危機管理部 産業振興部 土木部
都市部 上下水道部
千葉県 関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施する等、防災対策の推進を図る。

1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第14条に基づき、国土交通大臣又は千葉県知事が指定した浸水想定区域ごとに、水防法第15条に基づき、次に掲げる事項について推進する。

(1) 洪水ハザードマップの整備・提供

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、市は、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的に、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深といった浸水情報や避難場所等を記載した洪水ハザードマップの整備を行う。

市は、洪水ハザードマップの整備を行った後は、住民等に対し、印刷物の配布や広報紙、インターネットによる公表等、多様な手段により、浸水想定区域の周知のほか、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な知識等の普及と防災意識の高揚を図る。

また、市は、国土交通大臣又は千葉県知事が指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深といった浸水情報の修正を受け、令和2年度に洪水ハザードマップの見直しを行っており、常に最新の情報を提供するとともに、より広く周知するよう努める。

(2) 浸水想定区域内に対する避難情報や洪水予報等の伝達方法の整備

浸水想定区域内における住民等及び浸水想定区域内に存する主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。以下同じ。）や洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

避難情報や洪水予報等の伝達については、電話、電子メール、FAX、防災行政無線等を用いる。

また、住民や要配慮者利用施設管理者等は、佐倉市メール配信サービスに登録する等により、自ら情報を取得するための備えに努める。

(3) 浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の防災計画策定の支援

市は、浸水想定区域内の要配慮者施設で、浸水被害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設の所有者または管理者は、災害に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、

緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定する。市は当該施設の防災計画策定にあたり支援を行う。

なお、浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地等については、資料編に掲げるとおりである。

2. 河川改修等による水害予防対策

佐倉市内の河川は、県管理の一級河川として、鹿島川や高崎川、手繰川、小竹川、印旛沼等があり、これまで、千葉県により広域河川改修事業、住宅市街地盤整備事業、総合治水対策特定河川事業等が実施されてきたほか、土地改良事業や干拓事業等により、河川改修は、ほぼ完了している。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展等に起因する水害の発生がいまだ多く見られるほか、平成25年10月及び令和元年10月には、台風などの影響により、鹿島川及び高崎川流域において、浸水被害が発生している。

このため、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

また、市が管理する佐倉川、南部川、上手繰川、上小竹川、井野川といった準用河川や用排水路等についても、必要に応じ、治水安全度を高めるための施策の実施に努める。

(1) 河川の整備

河川管理者は、時間雨量50mm（おおむね10年に1回の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は、水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

(2) 雨水排水の流出抑制

県では、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定しており、開発事業者等は、同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

また、市では、宅地等の開発行為が行われる場合、開発事業者に対し、「開発事業における雨水排水施設整備基準」に基づき、雨水の流出抑制や事業区域及びその下流における溢水等の被害の防止について、指導を行っているところであり、引き続き指導を行う。

(3) 内水はん濫等による浸水被害の防止

内水はん濫等による浸水被害を防止するため、市は、必要に応じ、排水路や排水施設等を整備するほか、既存の排水路や排水施設等が大雨時等にその機能を発揮できるよう維持管理に努める。また、市（上下水道部）は、公共下水道施設の排水機能が発揮できるよう維持管理に努めるほか、計画的に整備を進める。

(4) 農業用排水施設等の整備

農地、農業施設等における洪水、たん水等の災害を防止するため、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。

(5) 水防施設等の管理強化、危険箇所等の点検

河川や排水路、排水施設、農業用排水施設、急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、職員等の配置計画、連絡体制、対応規則等の確認をする等により、管理の強化を図る。

特に、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等の実施に努める。

このほか、河川等のはん濫、崖崩れ等のおそれのある危険箇所について、巡視・点検の徹底を図る。

(6) 道路災害による事故防止

① 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

また、橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋梁について、維持補修等に努める。

このほか、道路冠水及び道路冠水に起因する周辺住宅地等への浸水被害を防止するため、道路管理者は、道路排水機能の維持、向上に努める。

② パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、道路管理者は、大雨時等にあつては、パトロールの実施の徹底を図るものとし、あらかじめ、職員等の配置計画、連絡体制の確認をする等により、体制の強化を図る。

③ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想される等、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。

(7) 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の整備に努めるとともに、迅速な水防活動に資する場所に水防倉庫を設置するよう努める。

なお、水防用資機材については、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

3. 気象、河川水位等の情報収集

気象、河川水位等の情報収集については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

4. 避難指示等の判断・伝達

市は、災害から住民の安全を確保するため、関係機関と相互に連携し、災害時に適切かつ迅速に高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令をし、必要な措置を講じるものとする。

なお、高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令基準に関する必要事項については別に定める。

5. 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、崖崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生する等、間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

(1) 水害に対する恒久的な防ぎ方

① 農業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する等、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくする等の方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

② 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農業用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

農業用排水施設等の整備については、「2. 河川改修等による水害予防対策（4）農業用排水施設等の整備」に定めるところによる。

(2) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。

第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

① 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等するほか、ポンプ排水等を行ない、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも行われる。

しかし、農業被害の対象となるものの多くは移動が不可能であることから、水害の予想されるときは、水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要となる。

② 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、次のような対応が必要となる

ア 水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去する

イ 浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定する

ウ 収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させる

エ 病害虫防除の対策をとる。

オ 回復の見込みのないものは取りかたづける

カ 弱っている作物に生育を促す肥料をやる、また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控える

6. 水防活動体制等の整備

市及び関係機関は、災害の発生時における迅速な自らの初動体制や、国・県・他市町村等からの広域応援を受けるための体制を構築するため、体制整備を行う。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ雨量でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

このため、水防活動体制を整備するにあたっては、降雨の有り様を踏まえる必要がある。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

① 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

② 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・崖崩れ、河川の洪水・はん濫等、大きな災害に結びつくことが多い。

③ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。また、土石流、山・崖崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水防活動体制等の整備

水防活動体制等の整備については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

第7節 風害予防対策

危機管理部 産業振興部
都市部 関係機関

《基本方針》

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減するため風害被害の予防対策を推進する。

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

県及び市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けることが必要である。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は、次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から 1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃

	情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する(発生している)可能性のある地域分布図(10km格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している(又は今にも発生する)可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難することが重要となる。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めることが重要である。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨や雹が降り出す

② 発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

③ 発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2. 構築物等の風害防止対策

看板等の屋外広告物、その他の構築物等が強風による倒壊、落下、重複災害が発生しないよう施設管理者に対して指導に努める。

3. 街路樹等の風害防止対策

風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に点検・確認を行うとともに、支柱の取替、結束等を行い、強風に対する被害をできるだけ防止するよう努める。

4. 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進するため、防風林の保全等を行うほか、果樹については、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつあることから、適期に多目的防災網を設置するよう努める。

第8節 雪害予防対策

産業振興部 土木部 都市部
関係機関

《基本方針》

千葉県は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれること等を鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

また、農作物等の雪害を防止又は軽減するため雪害被害の予防対策を推進する。

1. 道路雪害防止対策

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次に掲げる事項について事前に行うよう努める。

- ① 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- ② 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ③ 路面凍結防止剤の備蓄
- ④ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- ⑤ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- ⑥ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は、次により実施する。

① 除雪作業

市所有の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施する。

また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携を図った上で実施する。

② 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

③ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

2. 構築物等の雪害防止対策

(1) 電気通信施設の雪害防止対策

電気通信施設の積雪による災害発生がないよう施設の強化と被害発生時における連絡体系の整備を進める。

(2) 構築物等の雪害防止対策

看板等の屋外広告物、その他の構築物等が積雪による災害発生がないよう施設管理者

に対する啓発に努める。

3. 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。

なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

① 事前対策

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いことから、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があることから、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

② 事後対策

ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いことから、ビニールハウスやトンネルに定植したものは、寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意する。

イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いことから、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は、追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

① 事前対策

ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てるほか、降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要であり、特に結果樹の除雪は大切である。

イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、多目的防災網の設置、整備に努める。

また、必要に応じ、「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。

ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくすることもあることから、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

また、幼木の被覆は1樹1束とする。

② 事後対策

ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあることから、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。

ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意が必要となる。

イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

① 事前対策

ア 하우스等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。

特に、パイプハウスは、屋根部が弱いことから、中柱を立て補強する。

イ ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

ウ ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

エ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

② 事後対策

ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守るとともに、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないよう努める。

なお、融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

イ 露地ものについては、降雪後、くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

第9節 地盤災害予防対策の推進

地震災害対策編 第2章 第6節に準じる。

第10節 火災等予防対策

地震災害対策編 第2章 第7節に準じる。

第11節 消防、救助・救急体制の整備

地震災害対策編 第2章 第8節に準じる。

第12節 応急医療体制の整備

地震災害対策編 第2章 第9節に準じる。

第13節 防災拠点の整備・充実

地震災害対策編 第2章 第10節に準じる。

第14節 避難体制の確立及び避難施設等の整備

地震災害対策編 第2章 第11節に準じる。

第15節 帰宅困難者等対策

地震災害対策編 第2章 第12節に準じる。

第16節 要配慮者の安全確保対策

地震災害対策編 第2章 第13節に準じる。

第17節 緊急輸送体制の整備

地震災害対策編 第2章 第14節に準じる。

第18節 備蓄・物流体制の整備

地震災害対策編 第2章 第15節に準じる。

第19節 防災用資機材の整備・調達

地震災害対策編 第2章 第16節に準じる。

第20節 廃棄物等処理体制の整備

地震災害対策編 第2章 第17節に準じる。

第21節 営農対策の推進

地震災害対策編 第2章 第18節に準じる。

第22節 ボランティア・NPO活動環境の整備

地震災害対策編 第2章 第19節に準じる。

第23節 情報収集伝達体制の整備

地震災害対策編 第2章 第20節に準じる。

第24節 防災活動組織の整備

地震災害対策編 第2章 第21節に準じる。

第25節 防災訓練

地震災害対策編 第2章 第22節に準じる。

第26節 業務継続計画等の策定

地震災害対策編 第2章 第23節に準じる。